

独立行政法人農林漁業信用基金 中期目標期間評価の全体評価シート

中期計画の項目	評定	理由・指摘事項等
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A</p>	<p>総事業費は、燃油・資材の高騰などの影響のあった20年度と東日本大震災の影響のあった23年度に大きく膨らんだが、これらの年度を除けば、減少傾向にあり、5か年平均では19年度予算に対し12.4%の削減(同決算に対しては3.6%の削減)、また東日本大震災の影響を除いた場合は同予算に対し23.7%の削減(同決算に対しては16.1%の削減)を達成し、中期目標は達成されたものと評価できる。こうした事業費削減とともに、一般管理費や人件費の削減などのコスト削減の努力、大口案件の事前協議等による引受審査の厳格化や部分保証によるモラルハザード対策、内部監査や内部統制機能の強化など、事業運営の効率化に向けた取り組みも着実に実施されたものと評価できる。業務範囲の見直し等に関しては、23年度に農業・漁業の低利預託原資貸付業務の廃止と林業の運転資金制度の再設計などを行ったことに加え、21年3月に農業・漁業の信用保険業務に関する検討会を設置し、「民でできることは民で」という考え方を踏まえて対象資金のあり方について検討を進めてきたことは評価できる。東日本大震災は政策的役割の意義を再認識する機会となったが、対象資金のあり方等については引き続き検討を期待する。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A</p>	<p>事務処理の迅速化、基金協会等との情報の共有、ホームページ等での情報の公開など、国民や利用者に対するサービスの質の向上に向けた取り組みは評価できる。23年3月に発生した東日本大震災に際しては、事務手続きの簡素化など被災者等の負担軽減のために弾力的な対応がなされたことは評価できる。業務に関するアンケート調査については、より一層の有効活用が望まれる。</p>

<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>A</p>	<p>部分保証導入によるモラルハザード対策、大口案件の事前協議や研修会等による引受審査の厳格化など、財務内容の改善に向けた取組みは評価できる。しかし、24年度末の代位弁済率や事故率を見ると、林業、漁業においては東日本大震災の影響を除けば目標を達成しているものの、農業においては、20～22年度の緊急経済対策による財政措置の影響が大きいとはいえ、目標を達成しておらず、今後は一層の審査厳格化の努力が求められる。中期目標期間中における保険料率等については、東日本大震災の影響を含めた、農林水産業を取り巻く事業環境面の厳しさを考慮し、経営の実情を踏まえて料率の変更を行わなかったことは理解できるものの、今後は個別の経営主体の信用リスクを反映したより合理的な料率の実現に向けて、更に踏み込んだ検討を期待する。</p>
<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、 収支計画及び資金計画</p>	<p>B</p>	<p>林業部門において22、23年度に損失を計上したものの、法人全体としては利益を計上しておりおおむね評価できる。基金が担う政策的役割を十分発揮しうる予算編成、収支計画、資金計画のあり方やリスク管理について引き続き取り組むことを期待する。</p> <p>なお、24年度における余裕金運用管理要領の一部変更は、余裕金運用におけるリスク抑制に資するものと評価できる。</p>
<p>第5 短期借入金の限度額</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>第6 剰余金の使途</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>B</p>	<p>常勤職員数は着実に減少しており評価できる。</p> <p>高度な専門性を有する人材の確保、及び研修を通じた育成は、一定の評価ができるが、効果の検証など成果の実現に向けた一層の取組を期待する。</p>

全体評価

第2期中期計画は、東日本大震災という特殊要因があったものの、概ね目標を達成したものと評価できる。

評価項目ごとに見ると、第一に、業務運営の効率化については、まず総事業費は、燃油・資材の高騰などの影響のあった20年度と東日本大震災の影響のあった23年度に大きく膨らんだが、これらの年度を除けば減少傾向で推移し、中期目標は達成されたものと評価できる。事業費削減とともに、一般管理費や人件費の削減などのコスト削減の努力、大口案件の事前協議等による引受審査の厳格化や部分保証によるモラルハザード対策、内部監査や内部統制機能の強化など、事業運営の効率化に向けた取組みも着実に実施されたものと評価できる。業務範囲の見直し等に関しては、23年度に農業・漁業の低利預託原資貸付業務の廃止と林業の運転資金制度の再設計などを行ったことに加え、21年3月に農業・漁業の信用保険業務に関する検討会を設置し、「民でできることは民で」という考え方を踏まえて対象資金のあり方について検討を進めてきたことは評価できる。東日本大震災は政策的役割の意義を再認識する機会となったが、対象資金のあり方等については引き続き検討を期待する。

第二に、業務の質の向上については、事務処理の迅速化、基金協会等との情報の共有、ホームページ等での情報の公開など、国民や利用者に対するサービスの質の向上に向けた取組みは評価できる。23年3月に発生した東日本大震災に際しては、事務手続きの簡素化など被災者等の負担軽減のために弾力的な対応がなされたことは評価できる。業務に関するアンケート調査については、より一層の有効活用が望まれる。

第三に、財務内容の改善については、部分保証導入によるモラルハザード対策、大口案件の事前協議や研修会等による引受審査の厳格化などの取組みは評価できる。しかし、24年度末の代位弁済率や事故率を見ると、林業、漁業においては東日本大震災の影響を除けば目標を達成しているものの、農業においては、20～22年度の緊急経済対策による財政措置の影響が大きいとはいえ、目標を達成しておらず、今後は一層の審査厳格化の努力が望まれる。中期目標期間中における保険料率等については、東日本大震災の影響を含めた、農林水産業を取り巻く事業環境面の厳しさを考慮し、経営の実情を踏まえて料率の変更を行わなかったことには一定の合理性があると理解できるものの、今後は個別の経営主体の信用リスクを反映したより合理的な料率の実現に向けて、更に踏み込んだ検討を期待する。

今後も、農林漁業の健全な発展を支えるべく、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための更なる取組を期待する。